

川口市障害者自立支援福祉計画（案）への意見募集結果

1	意見募集期間	平成26年12月15日から平成27年1月15日	
2	意見提出者	2名・1団体	
3	意見件数	8件	
4	意見内容		
	【意見の趣旨】	【市の考え方】	案の修正
(1)	<p>身体障害者2級の障害をもつ者です。川口市内（埼玉県内）では、介護保険ではまともなりハビリを受けることが出来ません。民間でも市でも良いので本格的なりハビリを介護保険で行える施設を作って欲しいです。</p> <p>できれば介護保険を持つことが出来ない40才未満の人も病気発症6カ月すぎた人も利用できるリハビリ施設を作って欲しいです。</p>	<p>市内には自立訓練（機能訓練）事業所が1ヶ所あり、介護保険の対象とならない障害者は18歳から利用可能となっております。</p> <p>今後も利用者のニーズに応じて事業所の設置を検討していきます。</p>	無し
(2)	<p>第4次川口市総合計画の上位に「川口市自治基本条例」を表記すべき。</p> <p>【理由】川口市自治基本条例は、川口市の最高規範として位置づけられているため。</p>	<p>条例は法律の範囲内で制定されるものであり、今回の自立支援福祉計画も法律に基づいて制定が義務付けられていることから、上位に川口市自治基本条例は表記しておりません。</p>	無し
(3)	<p>健常者と云われている一般川口市民のアンケートを行うべきである。</p> <p>【理由】健常者の立場から、障害者（人・物）の見解が計画策定には非常に重要である。</p>	<p>今回の計画は、障害のある方々が必要とされる資源の確保を主な目的とした計画であるため、アンケートは当事者を中心に実施いたしました。</p>	無し
(4)	<p>語句の解説が必要である。</p> <p>【理由】例えば就労移行支援、就労継続支援(A・B)等の語句を理解するために別途調べなければなりません。福祉計画としては不備である。</p>	<p>第3期計画同様、用語集を掲載いたします。</p>	無し

	【意見の趣旨】	【市の考え方】	案の修正
(5)	<p>就労継続支援についてサービス見込量設定の考え方を項目建しているが、「量」とは別に「質」について記述がない。</p> <p>【理由】場の提供、就労機会の提供と共に、『付加価値の高い仕事と仕組み』が重要である。福祉的就労からの脱却を計画に盛り込むべきである。更に、その計画には、福祉の領域に携わっている方だけではなく、一般の市民を交えたものとしなければ、良い知恵は出てこない。そして、以下のアンケートにも示されている。</p> <p>27 頁 現在の生活で困っている と（市民アンケート・複数回答） ・十分な収入が得られない(18.9%)</p> <p>33 頁 地域や社会に積極的に参加していくための条件(団体アンケート・複数回答) ・地域や社会が参加しやすいように配慮すること（65.2%）</p>	<p>重点的な取り組みに職員の研修等を記載しており、質の向上を目指しております。</p> <p>就労継続支援については、一般就労が困難となった方を対象としており、福祉的就労の場はあくまでも必要数と考えており、一般就労を支援するうえでの補助的な役割となるものと考えております。</p>	無し
(6)	<p>計画（案）25 ページ、82 ページで「3 障害に加え、発達障害、難病、高次脳機能障害への相談に対応した」と記されておりますが、従前から発達障害や高次脳機能障害は精神障害に分類されていますので、誤解を生じないように表記を直していただきたく存じます。</p> <p>そして「発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る」ことも記していただきたい。</p>	<p>相談支援事業所の実績として発達障害、難病、高次脳機能障害の相談に対応していることをアピールした表現となっています。</p>	無し

	【意見の趣旨】	【市の考え方】	案の修正
(7)	<p>計画（案）81 ページ「(5) 地域生活支援事業における重点的な取組」のところで、埼玉県の実施する発達障害者支援センター運営事業、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業と連携し、体制を整備していく旨のことを書き加えてください。</p>	<p>国・県・各種団体等が行う事業との連携については、重点的な取り組みの内容に含まれています。</p>	無し
(8)	<p>計画（案）の「計画相談支援」について記している部分。</p> <p>第2号被保険者で介護保険制度のケアプラン作成対象の若年性認知症や脳卒中の後遺症による高次脳機能障害の方に対して、介護保険サービスだけでなく障害福祉サービス固有の移動支援事業による外出支援等、障害福祉サービス等の利用計画がスムーズに作成されるよう、介護保険サービスと障害福祉サービスの連携体制を計画的に整備していくことを記してください。</p>	<p>高次脳機能障害の方だけでなく、介護保険利用者と障害福祉サービスが必要とされる方について、介護保険関係者と連携していくことは必要であると考えておりますが、本計画は、障害者総合支援法におけるサービス量を算出する計画であるため、ご意見の点については次回の障害者福祉計画において検討いたします。</p>	無し